

高山市学校給食センター運営・維持管理等委託業務
プロポーザル審査会

審査講評（抜粋）

令和8年2月12日

高 山 市

高山市学校給食センター運営・維持管理等委託業務プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）は、高山市学校給食センター運営・維持管理等委託業務（以下「本事業」という。）に関して、事業者選定基準（令和7年9月29日公表）に基づき、優先交渉権者の選定を行いましたので、審査結果及び審査講評をここに報告します。

令和8年2月12日

高山市学校給食センター運営・維持管理等委託業務プロポーザル審査会

目 次

1. 公募の目的.....	1
2. 審査の手順.....	1
3. 審査等の経過.....	1
4. 審査の内容.....	3
(1) 参加資格審査.....	3
(2) 提案審査.....	3
① 基礎審査.....	3
② 提案内容審査 第1次審査（書類審査）.....	3
③ 提案内容審査 第2次審査（提案内容に対するプレゼンテーション及びヒアリング審査）.....	3
5. 総合評価.....	5
6. 優先交渉権者の選定.....	6
7. 講評.....	6

1. 公募の目的

高山市では、高山市学校給食基本方針において学校給食の目指す姿を、“生きる力をはぐくむ安全・安心で魅力ある学校給食”と定め、「次世代を担う子どもたちが、学校給食を通じて、望ましい食習慣を身につけ、豊かな心と健やかな体を養い、生きる力をはぐくむことができるよう、安全・安心で魅力ある学校給食を提供し、食育の推進を図る」としています。

現在高山市が直接運営する6つの学校給食施設のうち、老朽化する4つの施設（高山センター、清見センター、一之宮センター、久々野センター）を統合し、新たに整備する高山市学校給食センター（以下「本施設」という。）は、高山市学校給食基本方針を踏まえ、子どもや保護者のニーズに応えた安全・安心な学校給食の継続的な提供を行うとともに、本施設を“高山市の食育の拠点”と位置づけ、子ども（児童・生徒）のみならず、家庭や市民の食育についても貢献できる施設を目指します。

本施設の整備は、設計・施工に先んじて本施設において調理・洗浄等の運営に関する業務を行う事業者及び調理機器を決める「運営者先行選定方式」を採用し、運営・維持管理業務について、安心・安全で効率的な調理が実施できるように、人員配置やサポート・研修体制など専門の事業者のノウハウを生かした提案を受け、開業以降の業務を円滑に進めるため、委託事業者をプロポーザル方式により選定しました。

2. 審査の手順

審査は、「参加資格審査」、「提案審査」の2段階で実施しました。

「参加資格審査」では、参加表明時に提出された書類に基づき、募集要項に記載した参加資格要件について審査しました。

「提案審査」では、参加資格審査を通過した応募者に対し、「基礎審査」を実施しました。その後、応募者が5者以下であったため、「提案内容審査 第1次審査（書類審査）」は全応募者を第1次審査通過者として選定し、全応募者を対象に「提案内容審査 第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）」を実施しました。

「提案内容審査 第2次審査」では、高山市学校給食センター運営・維持管理等委託業務 プロポーザル審査会が、提案書に基づくプレゼンテーション及びヒアリングを審査基準に従って総合的に評価し、最低基準点（満点の60%）を満たした者の中から、合計得点の最も高い者を優先交渉権者、次に高い者を次点交渉権者として選定しました。

3. 審査等の経過

日程	事項	内容
令和7年8月19日	第1回プロポーザル審査会	公募資料の確認
令和7年9月29日	公募開始	市ホームページにて、公募資料を公表
令和7年10月22日	建設用地見学会	4団体参加
令和7年10月20日 ～10月24日	配送校見学	4団体参加

令和7年11月18日	質問事項の回答	受付期間：10/6～10/29
令和7年12月5日	参加表明の受付	3グループ提出
令和7年12月12日	参加資格審査の 確認結果の通知	3グループ合格
令和8年1月16日	提案書類の受付	3グループ提出
令和8年2月12日	第2回プロポーザル審査会	<ul style="list-style-type: none"> ・提案内容審査第2次審査（応募者プレゼンテーション、ヒアリング）の実施 ・優先交渉権者の選定

4. 審査の内容

(1) 参加資格審査

3 グループから参加表明書及び参加資格審査書類の提出があり、募集要項に記載する参加資格要件等について審査した結果、いずれのグループについても参加者が備えるべき参加資格要件を満たしていることを確認しました。

なお、「提案審査」は、事業者名を伏して審査をすることとしたため、合格したグループには審査名を通知しました。

(2) 提案審査

① 基礎審査

3 グループから提案書類の提出があり、市は、いずれのグループについても提案書類の記載内容が高山市学校給食センター運営・維持管理等業務委託 事業者選定基準書に示す基礎的な事項を満たしていることを確認しました。

② 提案内容審査 第1次審査（書類審査）

提案書提出者が5者以下であったため、提出者全員を第1次審査通過者として選定しました。

③ 提案内容審査 第2次審査（提案内容に対するプレゼンテーション及びヒアリング審査）

令和8年2月12日の第2回プロポーザル審査会において、提案団体によるプレゼンテーション及び委員によるヒアリングを実施しました。

プロポーザル審査会は提案内容について、高山市学校給食センター運営・維持管理等業務委託 事業者選定基準書における「審査基準」に基づき評価し、点数化しました。

点数は、1,000点満点（Ⅰ 業務全体：410点、Ⅱ 開業準備業務：40点、Ⅲ 運営業務：420点、Ⅳ 維持管理業務：30点、Ⅴ 価格審査：100点）とし、各審査項目の点数は、7名の委員の平均点（委員合計点を7で割った点数の小数点以下第2位を四捨五入したもの）としました。

なお、審査は団体名を明らかにせず、予め通知した審査名にて審査を実施しました。

<得点化方法>

○定性的評価

運営企業の類似業務実績【(2)①】、地元企業の積極活用【(3)①】、調理設備に係るコスト削減【(5)④】及び提案価格に関する項目を除く全ての審査項目に関して、審査項目に記載の「主な審査の視点」から、提案書の内容を以下の6段階で評価する。

評価	審査基準	点数化方法(掛け率)
A	非常に優れている	配点×1.00
B	優れている	配点×0.80
C	普通である	配点×0.60
D	やや劣っている	配点×0.40
E	劣っている	配点×0.20
F	要求水準を満たしていない	配点×0.00

※「配点×掛け率」の算定結果は、小数点以下第2位を四捨五入する。

○定量的評価

ア 運営企業の類似業務実績【(2)①】（様式7-3）

運営企業の類似業務実績は以下に示す審査基準により評価する。類似実績とは、運営企業が過去に受託した運營業務（調理・洗浄業務）実績のうち、以下の4項目に該当するものを指す。各項目における審査基準の点数化方法は、定性的評価の審査基準に従うものとする。

＜運営企業の類似業務実績 審査基準＞（計 1次：50点、2次：150点）

主な審査の視点	配点		審査基準
	1次	2次	
・ドライシステムが導入された学校給食センターにおいて運營業務を受託した実績のうち、1日あたりの最大提供食数	20点	50点	A：6,000食以上 B：4,000食以上6,000食未満 C：2,500食以上4,000食未満 D：1,000食以上2,500食未満 E：1,000食未満
・アレルギー対応食の提供を行う学校給食センターにおいて運營業務を受託した実績のうち、実施している対応について（「学校給食における食物アレルギー対応指針」（文部科学省）における対応レベル）	20点	50点	A：対応レベル4（代替食対応）を実施 C：対応レベル3（除去食対応）を実施 F：対応食の提供実績なし
・ひとつの調理場において、1日あたり2献立以上の調理を行う学校給食センターの運營業務（調理・洗浄業務）を受託した実績数	5点	30点	A：3施設以上 B：2施設 C：1施設 F：実績なし
・運營業務（調理・洗浄業務）を受託した施設の実績のうち、センター方式で1施設当たりの最多供給学校数	5点	20点	A：20校以上 B：15～19校以上 C：10～14校以上 D：5～9校以上 E：2～4校以下 F：自校式の実績のみ

イ 地元企業の積極活用【(3)①】（様式7-4）

高山市内に本店または本社を有する企業（地元企業）のグループへの参画について以下に示す審査基準により評価する。点数化方法は、定性的評価の審査基準に従うものとする。

＜地元企業の積極活用 審査基準＞（計 1次：20点、2次：50点）

主な審査の視点	配点		対応様式
	1次	2次	
本業務の応募者として、高山市内に本店または本社を有する企業（地元企業）が参画しているか	20点	50点	A：運営企業および協力企業に参画している B：運営企業のみ参画している C：協力企業のみ参画している F：グループ内に参画がない

ウ 調理設備に係るコスト削減【(5)④】（様式 7-7、7-8）

調理設備に係る価格（様式 7-7 の総合計プラス様式 7-8 の総合計）の評価点は、以下の計算式のとおり算出する。なお、算定結果は、小数点第 2 位を四捨五入する。

<提案価格評価点 算定式>

$$\text{提案価格の評価点} = (\text{最も低い提案金額}) / (\text{当該提案金額}) \times \text{配点}$$

エ 提案価格（様式 11-2）

価格の評価点は、以下の計算式のとおり算出する。なお、算定結果は、小数点第 2 位を四捨五入する。ただし、維持管理業務に関する価格提案は、『調理設備保守管理業務』『調理備品保守管理業務』のみを対象とする。

<提案価格評価点 算定式>

$$\text{提案価格の評価点} = (\text{最も低い提案金額}) / (\text{当該提案金額}) \times \text{配点}$$

5. 総合評価

3 グループそれぞれの合計点を、以下のとおり算出しました。

審査項目	配点	ビタミングループ	ミネラルグループ	タンパク質グループ
I 業務全体	410	357.6	307.6	285.6
II 開業準備業務	40	29.9	27.5	30.6
III 運営業務	420	313.7	299.9	299.5
IV 維持管理業務	30	24.0	21.1	20.9
V 価格審査	100	99.3	91.7	93.6
合計	1000	824.5	747.8	730.2

※ 7 名の委員の各審査項目の採点を平均したのから、小数点以下第 2 位を四捨五入したものを合計した。

※各審査項目の得点詳細は、別紙のとおり。

6. 優先交渉権者の選定

選定委員会は、提案審査の合計点が最も高いグループである「株式会社東洋食品グループ」を優先交渉権者として選定しました。

区分	審査名	団体名	構成区分	企業名
優先交渉権者	ビタミングループ	株式会社東洋食品グループ	代表企業	株式会社 東洋食品
			協力企業	株式会社 中西製作所 岐阜営業所 合資会社 高山倉庫

7. 講評

今回、高山市学校給食センター運営・維持管理等業務委託の公募にあたり、3グループから提案書類の提出があり、各グループがこれまでの実績・経験をもとにした独自のノウハウや技術を豊富に盛り込んだ提案内容が示されました。これら提案書類の作成における応募者の取り組みに対して敬意を表するとともに、心から深く感謝申し上げます。

選定委員会では、審査基準に則り、各審査項目について厳正かつ公正に審査を行った結果、以下の点を高く評価し、株式会社東洋食品グループを優先交渉権者として選定しました。

- ・ 高山市の学校給食の方針を深く理解し、本業務全体の取組方針、強固な全体体制、および欠員時の確実な補充計画が明確に示されていた
- ・ 安全・安心な給食提供を徹底しつつ、「おいしい給食」を実現する調理設備の提案、高山市独自の給食提供に関する具体的な取り組みが示されていた
- ・ 二献立方式における食材検収の工夫をはじめ、食材の検収補助から調理業務に至るまで、その品質と安全性を追求する際立った姿勢が見られた
- ・ 給食提供を途絶えさせないための維持管理における高い危機管理意識が見られた
- ・ 全国ネットワークを活かし、オリジナリティのある食育活動の提案が魅力的であった
- ・ 事故発生時や大規模災害発生時における具体的な対応方法が明確に示されていた

今後、株式会社東洋食品グループは市と基本協定を締結し、本業務に係る基準の遵守はもちろんのこと、本施設の設計・施工支援業務及び開館準備業務を確実に履行する必要があります。

その上で、安全・安心で質の高い学校給食の提供をさらに充実したものとし、市とともに本施設を拠点として、高山市の児童生徒の健やかな成長を支え、食を通じた豊かな学びと地域貢献に繋がることを期待します。